

不要品の買い取り訪問

売る気がなければ断って

生活
パイロット

自宅などを訪問して不要品の買い取りを行う訪問購入に関するトラブルを紹介します。

【事例】「不要品を何でも買い取る」と業者から電話があったので依頼した。衣類を準備していたが、訪れた業者は「この衣類では引き取れない。指輪やネックレスなどの貴金属は持っているか」と言う。売る気はなかったが、半ば強引に鑑定を促され、貴金属を見せた。すると安価な値段で購入すると言い、売買契約書にサインを求められた。一度は断ったが、業者の態度が怖くてサインしてしまった。翌日、引き取られた指輪を返してほしいと業者に電話したが、「既に他の業者に売った」と返却してくれない。どうしたらよいか。

【アドバイス】訪問購入では、事前に同意を得ず、突然訪問することを禁止しています。さらに何の買い取りが目的か、具体的に告げた上で訪問しなければなりません。

業者が「不要品」といった曖昧な表現を使った場合は注意しましょう。「衣類や食器を買い取る」などと言っても、訪問の際に貴金属を出すよう脅されることがあります。「値段がつかない」と言いつつ売買契約書に品目を書かず、強引に貴金属を引き取るという悪質なケースもあるようです。売る気がなければ決して品物を見せず、はっきりと断ってください。「行商従業者証の提示を求め、都道府県の公安委員会から古物営業許可を受けた業者か確認することも大切です。」

この期間は売る契約をしていても、それを手元に置いておくことができるので、冷静に判断しましょう。

困ったことがあれば、すぐに最寄りの市町村や県の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。消費者ホットライン(☎188)へ電話をかけると、最寄りの相談窓口をご案内します。(県消費生活・男女共同参画プラザ)アイネ

ス☎097・534・0999

